

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:県政一般

令和8年7月14日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、株式会社 addie works の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

1 処分対象者

名 称：株式会社 addie works
代 表 者：代表取締役 アデイバヨ・オグンタ・フィンバート
所 在 地：埼玉県草加市柳島町280番地16
許 可 内 容：産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）
許 可 番 号：01100214489

2 処分内容

法第14条の3の2第1項第1号及び第2号の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可取消処分

3 処分年月日

令和8年7月14日

4 処分理由

株式会社 addie works 及び同社代表取締役アデイバヨ・オグンタ・フィンバートは、法第16条の2（焼却禁止）違反により令和7年8月2日に罰金刑が確定した。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号及び第2号に該当する。

※ 産業廃棄物収集運搬業等の許可については、取消しの要件が定められており、その要件の1つに「法の規定に違反して罰金刑が確定した場合、許可を取り消さなければならない」という規定があります。本処分はこの規定に基づき許可を取り消したものです。